

別添2

児童相談所移管に係る再検討について

世田谷区

## 児童相談所移管に係る再検討について 様式一覧

### 様式 1 移管後の児童相談行政の体制について

- 1-1 貴区が児童相談所の設置を希望する理由
- 1-2 移管後の児童相談行政の体制についての考え方とその実現のための方策
- 1-3 特別区間で連絡調整や連携等が必要と思われることやその対応策
- 1-4 広域又は関係機関との連携が必要と思われることやその対応策
- 1-5 児童相談所移管後における児童相談行政の組織体制イメージ図及び職員配置図をお示してください。(任意様式)

### 様式 2 児童相談所設置市の事務の実施方法について

### 様式 3 児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成について

- 3-1 児童相談所
- 3-2 一時保護所
- 3-3 移管後の人材育成(児童相談所)
- 3-4 移管後の人材育成(一時保護所)

### 様式 4 一時保護所の持ち方について

- 4-1 設置方法について
- 4-2 設置方法についての区の見解とその理由
- 4-3 定員について

4-4 想定される課題とその対応について

様式5 児童相談所、一時保護所の施設整備について

5-1 児童相談所

5-2 一時保護所

様式6 社会的養護の拡充について

様式7 情報管理、情報共有の必要性について

7-1 児童相談システムの構築方針について

7-2 関係機関との情報共有が必要と思われることやその対応策

様式8 夜間休日対応について

様式9 その他必要と思われる項目

9-1 警察との連携について

9-2 家庭裁判所との連携について

9-3 児童虐待防止対策以外の業務について

9-4 その他必要と思われる項目について

## 様式1 移管後の児童相談行政の体制について

### 1-1 貴区が児童相談所の設置を希望する理由

区民生活に密着した基礎自治体として、子どもの生命と権利を守ることを最優先に考え、児童相談所と子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政を実現するため。

### 1-2 移管後の児童相談行政の体制についての考え方とその実現のための方策

#### 基本的な考え方

- ・移管後は、児童相談所と区内5地域の子ども家庭支援センターが児童相談業務の中心となり、両機関が強力に連携して、迅速かつ的確な対応を行う。また、区独自の子ども・若者支援等の資源を活かすとともに、区民やNPO等の地域が持っている力を高め、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークをより強固なものとし、地域と子ども家庭支援センターと児童相談所が一連となった、切れ目のない児童相談行政の体制を構築する。

#### 児童相談行政の全体像

- ・核家族化を背景として、子育てに対する不安感・負担感の高まりや身近な地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立化しがちな現状がある。当区では、こうした課題の解決に向け、地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、子育て支援拠点施設の充実や子どもを育む活動団体の支援等を行っている。
- ・行政だけではなく、区民やNPO等の地域が持っている力をさらに伸ばし、また、子ども家庭支援センターを中核機関とした要保護児童対策地域協議会等による地域ネットワークをより強固なものとし、地域全体で子どもや子育て家庭を支えるまちづくりを行う。
- ・子どもや子育て家庭が暮らす地域と子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと強力な法的権限機能等高度な専門性を有する児童相談所が一連となり、気軽な相談から虐待等要保護児童等の早期発見・早期対応に至る、切れ目のない児童相談行政の体制を構築する。

#### 移管後の児童相談所と子ども家庭支援センターのあり方

- ・区内5か所の子ども家庭支援センターを存続させ、そのうえで、心理士等の専門職を配置する等相談機能の強化を図り、虐待を含む養護、障害等に関する子どもや子育て家庭のあらゆる相談に的確に対応できる体制を構築する。また、虐待等の未然防止等に関するサービスの提供等を行い、区民の地域生活を支援する役割を担う。
- ・児童相談所は、児童福祉司、児童心理司等の専門職を配置し、医師・弁護士とも連携しながら、子どもや子育て家庭のあらゆる相談のうち、専門的な知識及び技術を要する虐待等相談への対応や一時保護、施設入所等の法的権限の行使を担う。
- ・具体的には、子ども家庭支援センターで受けた相談のうち、複雑・困難な虐待等の相談は、児童相談所と速やかに連携を図り、案件の引き継ぎを行う。一方、児童相談所が援助を終了し、地域における見守り・支援が必要となるケースは、子ども家庭支援センターと速やかに連携を図り、案件の引き継ぎを行う。
- ・児童相談所と子ども家庭支援センターが区内部組織としての特性を活かすことにより、児童の安全確保や適切な支援をより迅速に行うとともに、日々の情報伝達や定期的な情報共有会議等を通じ、両機関の狭間に落ち、認識の温度差が生じる等の課題を解消する。

#### 地域との連携

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターは、地域における見守り・支援を担う保育園、幼稚園、学校等と連携し、援助や支援が必要と判断された場合は速やかに対応する。
- ・児童委員は、地域と行政や専門の相談機関の接点として、地域の児童やその家庭の困り事をサービス等に結びつけ、安心して地域生活が送れるよう支援する。

#### 児童虐待防止対応の専門性強化

- ・児童虐待に関する専門的知識を高めるため、他機関と連携し、専門職の人材育成研修実施や困難事例への助言などの協力を受け、児童相談所の確実な機能発揮に役立てる。

#### 効果的な児童相談体制の構築に向けた検討

- ・地域に子ども・子育て・若者支援に関する資源が多く、また、地域行政を推進しているという特性を活かした、世田谷区ならではの効果的な児童相談行政を推進するため、外部の有識者や関係機関等も含めた検討及び検証を行う。

### 1-3 特別区間で連絡調整や連携等が必要と思われることやその対応策

- ・親子を分離した後の追跡や連れ去りを防止するために他自治体に着地させる場合や、転宅を繰り返す家庭に対応するため、特別区間や都内全体での情報共有の仕組みを構築する。

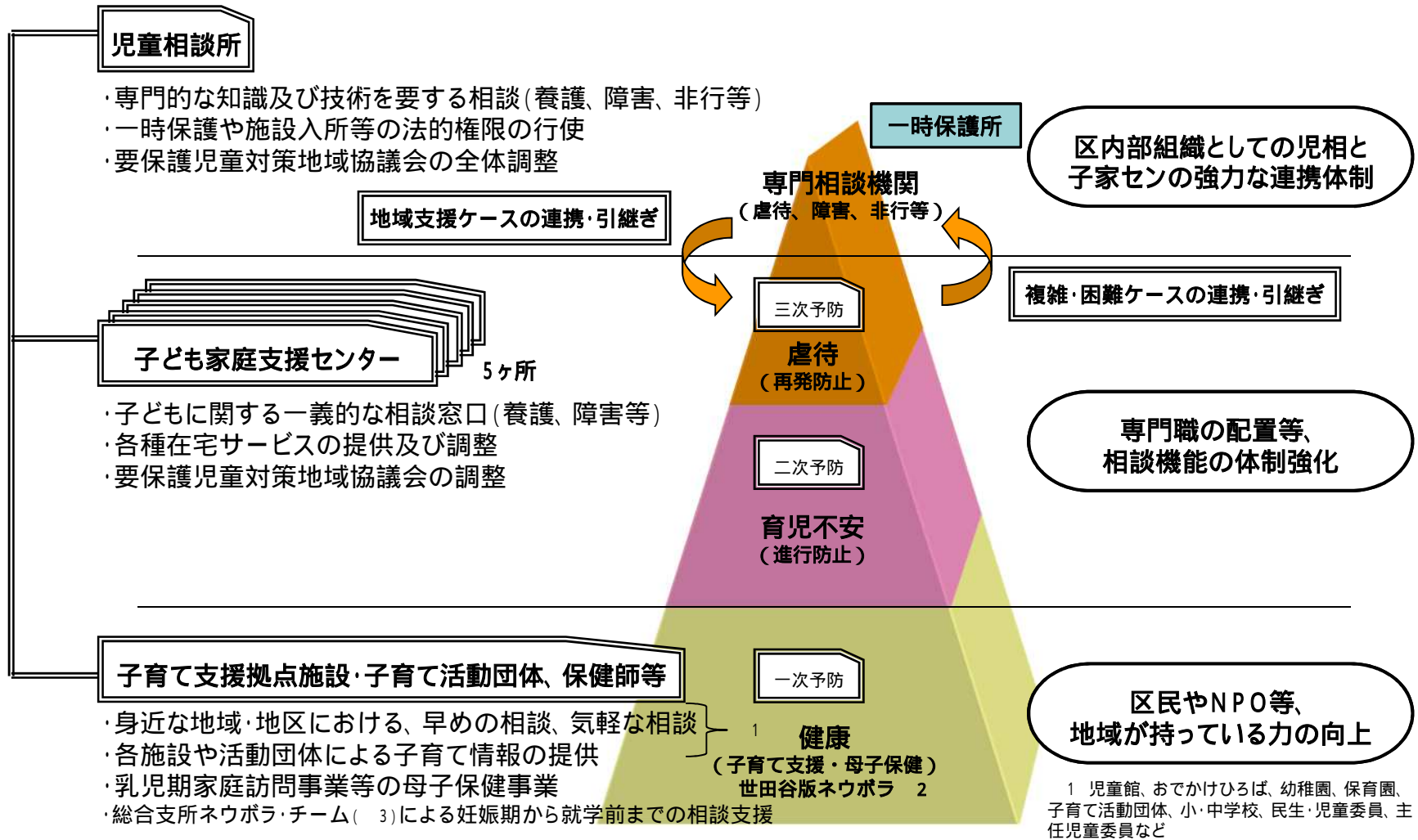
### 1-4 広域又は関係機関との連携が必要と思われることやその対応策

- ・里親については、保護者からの取り返しの等の問題により、離れた場所での里親が望ましい場合があるので、広域でも対応するために都や近隣市、特別区間の連携体制を構築する。
- ・一時保護所については、他自治体との広域連携を進める。
- ・施設養護については、各施設の独自枠の確保とあわせ、独自枠が不足した場合に備え、都枠の割愛利用の調整など都と協議する。  
同様に、近隣市の枠の割愛利用について調整する。
- ・東京都の児童相談センターが担っている職員研修やスーパーバイザー等の人材育成機能について、引き続き都の協力のもとに実施していく。
- ・特別区の児童相談所だけでなく、都の児童相談所（市部）との情報交換の場を設ける。

### 1-5 児童相談所移管後における児童相談行政の組織体制イメージ図及び職員配置図をお示しください。（任意様式）

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関を所管する部署もお示しください。

# 世田谷区児童相談所移管後の児童相談行政の全体像



地域と子ども家庭支援センターと児童相談所が一連となった、切れ目のない児童相談体制

2 世田谷版ニューボラ:妊婦や乳幼児を育てる全ての家庭を区・医療・地域が連携しながら、妊娠期から就学前まで切れ目なく継続的に見守り支える相談・支援のネットワーク体制。  
3 ニューボラ・チーム:地区担当保健師、母子保健コーディネーター(助産師、保健師、看護師)、子育て応援相談員(社会福祉士、保育士等)で構成され、各総合支所に配置。

地域全体で子どもや子育て家庭を支えるまち

## 様式 2 児童相談所設置市の事務の実施方法について

## 【基本的考え方】

- ・移管になる事務について、事務量や専門性を踏まえ、本庁、総合支所及び児童相談所における役割分担を明確にし、効果的・効率的な事務処理体制を構築する。

## 1 児童福祉審議会の設置に関する事務（法 8 条 4,5 項、法 27 条 6 項等）

## 【担当する所管】

子ども育成推進課、子ども家庭課、障害施策推進課

## 【実施方法】

区単独実施。

## 2 里親に関する事務（法 6 条の 4、法 46 条、細則 14 条等）

## 【担当する所管】

子ども家庭課、生活支援課

## 【実施方法】

区単独実施。ただし、里親対象の研修、里親と児童のマッチング・交流に関する調整等一部については 2 3 区または東京都と共同実施。

## 【関係部署との連携】

- ・里親は広域での対応が必要となるため、情報の共有や他区、都全体との利用調整について、2 3 区間や都との仕組みを構築し、連携を図る。

## 3 児童委員に関する事務（法 17 条 4 項、法 18 条の 2 等）

## 【担当する所管】

生活福祉担当課、子ども家庭課、生活支援課

## 【実施方法】

区単独実施。

## 【関係部署との連携】

研修については、東京都社会福祉協議会で実施している体系的な民生委員児童委員研修及び主任児童委員研修に、区単独又は 2 3 区共同で委託する。

児童委員や主任児童委員への情報提供及び両者との連携について、関係所管が主体的に関わる体制構築や環境整備を行う。



<p>4 指定療育機関に関する事務（法 20 条、法 21 条の 3、法 21 条の 4、法 50 条、法 56 条）</p>
<p><b>【担当する所管】</b> 健康企画課、感染症対策課</p> <p><b>【実施方法】</b> 区単独実施</p> <p><b>【関係部署との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、都内の指定療育機関は、都立及び国の独立行政法人の 4 箇所であり、区内には存在しない。また、国が開設した病院の指定及び指定の取り消しは厚生労働大臣が行うことになっている。23 区全体としても、指定等の事務が多く発生しないことが想定されるため、23 区で情報を共有し、連携して対応する。</li> <li>・診療内容及び診療報酬の審査、診療報酬額の決定は、大人の結核と同様、東京都国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金等に委託して行う。</li> <li>・診療報酬の請求が適正か否かに関する検査及び差し止め指示の判断基準について、23 区共通したマニュアルに基づき対応する。</li> </ul>

<p>5 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務（法 50 条 5 の 2、細則 7 条の 3、4、令 23 条の 2）</p>
<p><b>【担当する所管】</b> 健康企画課、感染症対策課</p> <p><b>【実施方法】</b> 区単独実施。ただし、認定に関わる事務については、23 区共同実施。</p> <p><b>【共同実施の理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性疾患については専門性が非常に高く、認定審査には高度の専門的知識が必要で、特殊性があり、各区での人材確保が極めて困難である。また、認定審査会に付議するか否かの専門職（医師）の判断も非常に困難で、審査の前段階から 23 区で統一的な取扱いが必要であるため。</li> </ul>

6 障害児入所給付費の支給等に関する事務(法 24 条の 2~7,9,13,15~20、法 50 条、法 57 条の 2~4)

【担当する所管】

障害施策推進課

【実施方法】

区単独実施

【関係部署との連携】

- ・事業者の指定、検査、勧告、取り消し等に関する事務を行うにあたっては、23区が同レベルで実施できるよう、ノウハウの継承や法解釈の知識、実地検査の実践力を高めるためのマニュアルの作成や職員研修の実施等を連携して行う。
- ・障害児入所施設は、区内に1箇所もないのが現状である。23区全体として、指定等の事務が多く発生しないことが想定されるため、23区で情報を共有し、連携して対応する。
- ・障害児施設は、都立施設が多いこと、各施設は広域的な役割を担っていること等から、利用希望者の受入れについて、現在東京都において利用調整を行っている。各区において障害児入所給付費の支給事務を行うことになった後も、利用調整事務は必要となるため、東京都全体、または23区間において利用調整に関する仕組みを構築し、連携を図る。

7 児童自立生活援助事業に関する事務(法 34 条の 4 等)

【担当する所管】

子ども家庭課、生活支援課、指導担当課

【実施方法】

区単独実施(事業者の認可、情報提供、入居者からの費用徴収、入居児童の状況調査等)

【関係部署との連携】

- ・事業に関する情報の共有や他区との利用調整について、23区間の仕組みを構築し、連携を図る。
- ・児童福祉施設の事務と同様に、運営事務担当所管と指導検査担当所管との役割分担について明確にし、実施体制を整理したうえで、各所管課が連携し、適正な事業運営とサービスの質の向上を図る。

8 児童福祉施設に関する事務（法 35 条 4,7,12 項、法 46 条、法 58 条）

【担当する所管】

指導担当課、子ども家庭課、子ども育成推進課、児童課、保育課、保育認定・調整課

【実施方法】

区単独実施

【関係部署との連携】

- ・ 児童及び家庭を支援する庁内の関係課と、配慮が必要な児童等に関する情報を共有し、連携を図る。
- ・ 同一法人が複数の区で事業を実施することが想定されるため、東京都のマニュアルをベースにして、23 区共通の事務処理マニュアルの作成、同一基準における研修の実施を行い、判定基準の統一化を図る。
- ・ 実務者の情報交換の場を設け、実務の円滑な実施を図る。
- ・ 運営事務担当所管と指導検査担当所管との役割分担について明確にし、実施体制を整理したうえで、各所管課が連携し、適正な事業運営とサービスの質の向上を図る。

9 認可外保育施設に関する事務（法 59 条、法 59 条の 2）

【担当する所管】

保育認定・調整課、保育課、子ども育成推進課、指導担当課

【実施方法】

区単独実施

【関係部署との連携】

- ・ 児童及び家庭を支援する庁内の関係課と、配慮が必要な児童等に関する情報を共有し、連携を図る。
- ・ 同一法人が複数の区で事業を実施することが想定されるため、東京都のマニュアルをベースにして、23 区共通の事務処理マニュアルの作成、同一基準における研修の実施を行い、判定基準の統一化を図る。
- ・ 実務者の情報交換の場を設け、実務の円滑な実施を図る。
- ・ 児童福祉施設の事務と同様に、運営事務担当所管と指導検査担当所管との役割分担について明確にし、実施体制を整理したうえで、各所管課が連携し、適正な事業運営とサービスの質の向上を図る。

10 小規模住居型養育事業に関する事務（法 34 条の 4 等）

【担当する所管】

子ども家庭課、生活支援課、指導担当課

【実施方法】

区単独実施

【関係部署との連携】

- ・事業に関する情報の共有や利用調整について、2 3 区間の仕組みを構築し、連携を図る。
- ・児童福祉施設の事務と同様に、運営事務担当所管と指導検査担当所管との役割分担について明確にし、実施体制を整理したうえで、各所管課が連携し、適正な事業運営とサービスの質の向上を図る。

11 障害児通所支援事業に関する事務（法 34 条の 3 等）

【担当する所管】

障害者地域生活課、指導担当課

【実施方法】

区単独実施

【関係部署との連携】

- ・事業者の届出受理、検査、制限又は停止等に関する事務を行うにあたっては、2 3 区が同レベルで実施できるよう、ノウハウの継承や法解釈の知識、実地検査の実践力を高めるためのマニュアルの作成や職員研修の実施等を連携して行う。
- ・2 3 区全体として、本事業に関する事務が多く発生しないことが想定されるため、2 3 区で情報を共有し、連携して対応する。
- ・重症心身障害児を対象とした障害児通所支援施設（医療型）においては、都立施設が多く、各施設は広域的な役割を担っていること等から、現在東京都において利用調整を行っている。今後も公平な利用者受入れを行うため、東京都全体、または2 3 区間において利用調整に関する仕組みを構築し、連携を図る。
- ・児童福祉施設の事務と同様に、運営事務担当所管と指導検査担当所管との役割分担について明確にし、実施体制を整理したうえで、各所管課が連携し、適正な事業運営とサービスの質の向上を図る。

12 一時預かり事業に関する事務（法 34 条の 12 等）

【担当する所管】

子ども家庭課、保育課、子ども育成推進課、保育認定・調整課、指導担当課

【実施方法】

区単独実施

【関係部署との連携】

- ・同一法人が複数の区で事業を実施することが想定されるため、東京都のマニュアルをベースにして、23区共通の事務処理マニュアルの作成、同一基準における研修の実施を行い、判定基準の統一化を図る。
- ・実務者の情報交換の場を設け、実務の円滑な実施を図る。
- ・現在、事務処理特例に関する事務について、その事業の趣旨、内容に照らし合わせて、複数の所管において担当しているが、検査等については各所管で行うか、統一して行うか整理したうえで、実施する。
- ・児童福祉施設の事務と同様に、運営事務担当所管と指導検査担当所管との役割分担について明確にし、実施体制を整理したうえで、各所管課が連携し、適正な事業運営とサービスの質の向上を図る。

13 特別児童扶養手当に係る判定事務（指針第 6 章第 8 節 1-（2）「判定の実施」）

【担当する所管】

障害施策推進課、生活支援課

【実施方法】

23区共同実施

【共同実施の理由】

- ・専門性を持つ医師等の確保は重要かつ困難な課題であり、都共通の基準や要領等に基づき判定や事務を行う必要があるため。
- ・なお、実施方法については、区民の利便性を図る目的から、判定施設を23区全体で7箇所程度確保する必要があり、うち1箇所は世田谷区が設置する児童相談所が担うよう調整する。

14 療育手帳に係る判定事務（要綱2～4条）

【担当する所管】

障害施策推進課

【実施方法】

23区共同実施

【共同実施の理由】

- ・専門性を持つ医師等の確保は重要かつ困難な課題であり、都共通の基準や要領等に基づき判定や事務を行う必要があるため。
- ・なお、実施方法については、区民の利便性を図る目的から、判定施設を23区全体で7箇所程度確保する必要があり、うち1箇所は世田谷区が設置する児童相談所が担うよう調整する。

【関係部署との連携】

- ・23区共同実施が難しい場合には、18歳以上の「愛の手帳」の判定・交付事務及び判定書管理を行っている東京都心身障害者福祉センターに、判定事務等を区から委託する。

法：児童福祉法

令：児童福祉施行令

細則：児童福祉法施行細則

指針：児童相談所運営指針

要綱：東京都愛の手帳交付要綱

様式3 児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成について

世田谷区

3-1 児童相談所

職種等	確保予定人数	移管に向けての職員確保・人材育成の方策	
常勤職員	計 43 人	確保	
		育成	
所長	( 1 人)	確保	区の管理職の中から有資格者を活用する。または、児童相談所長経験者を採用する。
		育成	区の職員から登用する場合には、児童福祉司任用資格を持つ管理職を児童相談所に一定期間派遣し、有資格者を創出する。
児童福祉司	( 19 人)	確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所への派遣職員を、現行の1名から順次拡大。</li> <li>社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得を推奨する制度を構築する。</li> <li>子ども家庭支援センター職員、福祉事務所ケースワーカー経験者、保育士等の関連資格保持者の活用。</li> <li>経験者採用を検討する。</li> <li>都からの派遣もしくは身分切り替え。</li> </ul>
		育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>移管前後の当分の間は、23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、都との派遣交流を行う。</li> <li>子ども家庭支援センターに虐待対策コーディネーター職員を配置し、一時保護所での実習や児童相談所の会議への定期参加等の経験を積ませる。</li> <li>都へ職員を派遣し育成を図る。</li> </ul>
児童福祉司 スーパーバイザー	( 4 人)	確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>都からの派遣もしくは身分切り替え。</li> <li>子ども家庭支援センター業務を経験した係長級職員の活用。</li> <li>経験者採用を検討する。</li> </ul>
		育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所へ子ども家庭支援センター職員、福祉事務所ケースワーカー経験者、保育士等の関連資格保持者を派遣し育成を図る。</li> <li>都へ職員を派遣し育成を図る。</li> </ul>
児童心理司 (心理職:常勤)	( 11 人)	確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>区独自又は23区統一選考で採用する。</li> <li>経験者採用を検討する。</li> <li>都からの派遣もしくは身分切り替え。</li> </ul>
		育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>移管前後の当分の間は、23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、東京都との派遣交流を行う。</li> <li>少数職種となるため、弾力的な人事ローテーション及び人材育成という観点から、特別区間での派遣交流の活用を検討する。</li> <li>都へ職員を派遣し育成を図る。</li> </ul>
児童心理司 スーパーバイザー	( 1 人)	確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>都からの派遣もしくは身分切り替え。</li> <li>経験者の採用を検討する。</li> </ul>
		育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>都へ職員を派遣し育成を図る。</li> </ul>

医師 (精神科医を含む)	( ) 人	確保	
		育成	
保健師	( 1 ) 人	確保	・区の保健師を活用する。
		育成	・特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加について検討する。
弁護士	( ) 人	確保	
		育成	
事務	( 6 ) 人	確保	・区の事務職を活用する。 ・都からの派遣もしくは身分切り替え。
		育成	・都へ職員を派遣し育成を図る。
その他	( ) 人	確保	
		育成	
非常勤 (相談員、警察OB等)	14 人	確保	・児童相談所OBや児童相談所長OB、警察OBの確保について、都や警察への協力を検討する。区の事務嘱託員を活用する。
		育成	
その他	3 人	確保	・嘱託医(精神科医、小児科医)の確保について、医師会への協力を依頼する。 ・弁護士の確保については、弁護士会等へ協力を依頼する。
		育成	・医師会、弁護士会等と連携して育成に取り組む。

開設当初は、子どもや家庭への影響を最優先に考え、SV相当のスキルのある専門職を含め、円滑な移管が可能となる規模の児童福祉司、児童心理司の派遣等について、特別区長会を通じ都に要請する。



## 様式3 児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成について

世田谷区

## 3-2 一時保護所

職種等	確保予定人数	移管に向けての職員確保・人材育成の方策	
常勤職員	計 15 人	確保	
		育成	
児童指導員 保育士	( 13 人)	確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の福祉職(児童指導員、保育士)を従来の方法で採用する。</li> <li>・都からの派遣もしくは身分切り替え。</li> <li>・経験者採用を検討する。</li> </ul>
		育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管前後の当分の間は、23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、都との派遣交流を行う。</li> <li>・24時間施設の職場が他にないこともあり、職員の対応力を強化するため、特別区間での派遣交流を行う。</li> <li>・都へ職員を派遣し育成を図る。</li> </ul>
その他 (看護師など)	( 2 人)	確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の医療職(看護師、栄養士)を従来の方法で採用する。</li> <li>・都からの派遣もしくは身分切り替え。</li> </ul>
		育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管前後の当分の間は、23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や東京都との派遣交流を行う。</li> </ul>
非常勤	6	確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理職等を従来の方法で採用する。</li> </ul>
		育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同職種での意見交換等の機会を設ける。</li> </ul>

夜間児童員として臨時職員を、別途8名程度確保する必要がある。

## 3-3 移管後の人材育成（児童相談所）

職種等	移管後の職員確保・人材育成の方策	
所長	確保 ・ 育成	区の管理職の中から有資格者を活用する。 児童福祉司(児童相談所勤務経験者)の中から管理職になる者が増えるような仕組みを構築する。
児童福祉司	確保 ・ 育成	・経験者採用を検討する。 ・23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、東京都との派遣交流を行う。
児童福祉司 スーパーバイザー	確保 ・ 育成	・経験者採用を検討する。 ・23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、東京都との派遣交流を行う。
児童心理司 (心理職:常勤)	確保 ・ 育成	・区独自又は23区統一選考により採用する。 ・経験者採用を検討する。 ・23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、東京都との派遣交流を行う。
児童心理司 スーパーバイザー	確保 ・ 育成	・経験者採用を検討する。 ・23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、東京都との派遣交流を行う。
医師 (精神科医を含む)	確保 ・ 育成	
保健師	確保 ・ 育成	・23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修へ参加する。
弁護士	確保 ・ 育成	
事務	確保 ・ 育成	・23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修へ参加する。
その他	確保 ・ 育成	・嘱託医(精神科医、小児科医)の確保・育成について、医師会と調整する。 ・弁護士の確保・育成について、弁護士会等と調整する。

## 様式3 児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成について

世田谷区

## 3-4 移管後の人材育成（一時保護所）

職種等	移管後の職員確保・人材育成の方策	
児童指導員 保育士	確保 ・ 育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の福祉職(児童指導員、保育士)を従来の方法で採用する。</li> <li>・経験者採用を検討する。</li> <li>・23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、都との派遣交流を行う。</li> <li>・24時間施設の職場が他にないこともあり、職員の対応力を強化するため、特別区間での派遣交流を行う。</li> </ul>
その他 (看護師など)	確保 ・ 育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の医療職(看護師、栄養士)を従来の方法で採用する。</li> <li>・23区が連携して、または特別区職員研修所を活用した研修の実施や児童相談センター等他機関が実施する研修への参加、都との派遣交流を行う。</li> </ul>

## 様式 4 一時保護所の持ち方について

### 4-1 設置方法について

- 単独設置とする  
共同設置（管理執行協議会）  
その他（具体的にご記入ください：）

#### 4-1(2) 設置方法について

（上記 4-1 で「単独設置」と回答された場合に、お答えください。）

共同設置を希望する区から打診があった時に、単独設置から共同設置へ一時保護所の持ち方を再検討する余地はありますか。

- 再検討する余地がある  
再検討する余地はない

### 4-2 設置方法についての区の見解とその理由

#### 基本的考え方

・児童相談所の一機能としての一時保護所の本来の役割を踏まえ、他自治体との広域連携を前提に、単独設置とする。単独設置は、保護すべき児童に対し、主体的かつ迅速な対応が可能となり、児童の安全を守る観点から望ましい形である。また、児童相談所と一時保護所を近接とすることで、職員間の意思疎通や情報共有を密に行いながら、児童への支援を適切に行う。

#### 定員設定について

・特別区児童相談所移管モデルの大規模区（人口 70 万人）では、指定都市・児童相談所設置市の平均（人口 1 万人あたり 0.28 人）を基準とし、定員を 20 名としている。当区（人口 90 万人）に換算すると、定員 20 名の場合、人口 1 万人あたり 0.22 人となり、定員 25 名の場合、0.27 人となる。一時保護所が不足している現状と一時保護所の効率的な運営を勘案し、定員を 25 名程度で設定する。

#### 4-3 定員について

25 名程度

#### 4-4 想定される課題とその対応について

課題1：共同設置の場合と比べ、子どもを取り返しに来た親への対応が困難  
対応策：所在を秘匿することが必要な児童を保護する場合は、個別対応として、東京都や他区市の一時保護所の相互利用を視野に入れながら、対応していく。

課題2：非行グループで児童を分散して保護する必要がある場合の対応が困難

対応策：東京都や他区市の一時保護所の相互利用を視野に入れながら、対応していく。

課題3：どこの年齢層を重視するかの検討

対応策：一時保護の対象は新生児から18歳までと幅広いが、区の一時保護所ではどこの年齢層を重視するのか検討を進める。あわせて乳児院、里親への一時保護委託を行う。

【様式5】

世田谷区

様式5 児童相談所、一時保護所の施設整備について

5-1 児童相談所

【整備方針】

選択	施設整備	具体的な整備イメージ (整備計画、施設規模等含む)
	新規建設	
	区有施設の活用	既存の区有施設を活用する。 複合施設であり、保育所など子育て支援施設と併設
	都施設の移管	

【設置数】

設置箇所数	設置場所
1カ所	区立総合福祉センター跡 (世田谷区松原6-41-7)

【施設整備に当たって想定される課題及び対応策など】

- ・東京都との移管に向けた協議状況を踏まえながら、具体的な設置方策の検討を進める。
- ・1,000 m<sup>2</sup>程度を確保し、今後の検討を踏まえ、必要室数及び各室の面積等を調整する。

## 5-2 一時保護所

### 【整備方針】

選択	設置形態
	単 独 設 置
	共 同 設 置

### 【整備方針】

選択	施設整備	具体的な整備イメージ
	新 規 建 設	児童相談所の近接地での設置を視野に、既存の区有施設の活用または新規建設で検討を行う。
	区 有 施 設 の 活 用	
	都 施 設 の 移 管	世田谷児童相談所について移譲を受け、一時保護所への転用も視野に検討を行う。

### 【施設整備にあたって想定される課題及び対応策など】

- ・一時保護所の定員については、「4 一時保護所の持ち方について」のとおり、25名程度とする。必要面積は、大規模区モデル基準(定員20名:建物面積1,000㎡)や横須賀市(定員25名:建物面積1,185㎡)を参考に、建物面積1,200㎡程度の施設を確保する。
- ・東京都との移管に向けた協議状況を踏まえながら、具体的な設置方策の検討を進める。

## 様式6 社会的養護の拡充について

## 1 社会的養護体制の充実についての考え方とその実現のための方策

- ・里親については、保護者からの取り返し等の問題により、離れた場所での里親が望ましい場合があるので、広域でも対応するために都や近隣市、特別区間の連携体制を構築する。

2 家庭養護（里親、ファミリーホーム）の普及啓発に必要な方策を具体的に  
ご記入ください。

- ・家庭養護の普及啓発は、里親を引き受ける家庭を増やすことと、家庭養護が広く地域社会に理解されるための取り組みとして、子ども家庭支援センターの窓口や、地域の子育て支援団体等の活動を通じた草の根の啓発、子どもに関わる保育園・幼稚園等の支援者向けの研修、さらに、次世代を担う中高生への普及啓発を行っていく。

3 養育里親への支援に必要な方策を具体的に  
ご記入ください。

- ・委託後のレスパイト体制の強化。
- ・里親手当の充実。

4 養子縁組里親への支援に必要な方策を具体的に  
ご記入ください。

- ・縁組後の地域の支援体制を整える。



5 施設養護における必要な定員を確保するための方策を具体的にご記入ください。	
グループホーム	施設養護については、新たな施設整備も視野に検討するとともに、各施設の独自枠の確保とあわせ、独自枠が不足した場合に備え、都枠の割愛利用の調整など都と協議する。また、同様に、近隣市の枠の割愛利用について調整する。
小規模グループケア	同上
乳児院	同上
児童養護施設	同上
児童自立支援施設	都と特別区で定員協定を締結し、各区の定員を確保する。また、協定定員の範囲内は、各区が都と直接、入所調整をする。
障害児入所施設	グループホームと同じ

様式7 情報管理、情報共有の必要性について

7-1 児童相談システムの構築方針について

- 区独自に開発する
- 特別区間で共同開発する
- 都システムを活用する

上記を選択した理由

〔都全体での情報共有が都及び特別区両者にとって望ましいため。〕

7-2 関係機関等との情報共有が必要と思われることやその対応策

- ・都システムが活用できれば、例えば兄弟のうち一人が一時保護された状態で他区市から転入してきたケース等について、その世帯全体の正確な情報を即時共有でき、迅速に適切な対応が行える。
- ・都内で児童相談所が関わったケースについて把握できるため、里親委託や一時保護等で、区外ケースに対応する場合、ケース概要の把握がしやすく、連携がスムーズに行える。

様式 8 夜間休日対応について

1 児童相談所の夜間休日体制についての考え方を記入ください。

- ・緊急対応が行える体制を構築する。

2 一時保護所の夜間休日体制についての考え方を記入ください。

- ・宿直には常勤のほか夜間児童員（臨時職員）により対応する。

3 夜間休日における 189 の受電及び対応体制についての考え方を記入ください。

- ・現在の児童相談センターにおける 189 受電体制に加わる。または、23 区共同で体制を構築する。
- ・単独実施となる場合には、夜間休日の 189 の受電は委託を検討する。児童相談所の緊急対応の体制とも連携する。

4 夜間休日対応にあたり、想定される課題とその対応策をご記入ください。

- ・緊急対応の体制を整備する上でのサービスの調整。

様式 9 その他必要と思われる項目

9-1 警察との連携について

- ・連携体制の協力を特別区で共同して警視庁へ依頼する。  
(夜間休日の一時的保護所への送致対応、警察OBのしかるべき人材の推薦など)

9-2 家庭裁判所との連携について

- ・法に基づく家庭裁判所への送致、家庭裁判所からの送致について、連携していく。臨検捜索についても同様。

9-3 児童虐待防止対策以外の業務について

9-4 その他必要と思われる項目について

- ・訴訟への対応体制の構築
- ・専門職へのメンタルサポート体制の構築
- ・設置市事務で、単独実施と共同実施の見解が各区で分かれている場合の調整。
- ・世田谷区で児童相談所を設置した場合の狛江市への影響も考慮し、例えば、特別児童扶養手当に係る判定や療育手帳に係る判定などについては、狛江市民の利便性の観点から世田谷区の児童相談所で判定を行うことも視野に検討を進める。